



ロータリーは機会の扉を開く

春日井ロータリークラブ

2020～2021年度 WEEKLY REPORT

クラブテーマ

「今・必要な良いことをしよう。みんなで」 奉仕目的と目標を明確にしよう。



会 長：和田 了司 例会日：金曜日 12:30～13:30
 副会長：川瀬 治通 例会場：ホテルプラザ勝川
 副会長：速水 敬志 事務局：春日井市鳥居松町5-45
 幹 事：朽本 正樹 TEL：(0568)81-8498
 FAX：(0568)82-0265
 E-mail：ksgi-rc@gaea.ocn.ne.jp



ニュートンの林檎の木

本日のプログラム

2021年5月21日(金)2475回(5月第2例会)
＜Zoom 例会＞

- 司会 会場委員会
 会長 和田 了司君
- ・点鐘
 - ・ROTARY SONG 「われら日本のロータリアン」
 - ・今月の歌 「おお牧場はみどり」
 - ・ゲスト紹介 会長 和田 了司君
(術)アクアサポート ICHIDA 一田 幸男様
 - ・委員会報告
 - ・祝福
 - ・会長挨拶 会長 和田 了司君
 - ・卓話 (術)アクアサポート ICHIDA 一田 幸男様
 - ・幹事報告 幹事 朽本 正樹君
 - ・点鐘 会長 和田 了司君
- 今月の歌

結婚記念日

- 3日 古屋 義夫君
- 5日 川瀬 治通君
- 6日 小川 茂徳君
- 26日 加藤 宗生君
- 29日 岡本 博貴君

夫人誕生日

- 4日 屋嘉比良夫君・しげ子さん
- 9日 古屋 義夫君・朝美さん
- 24日 下田 育雄君・かなゑさん

アテンダンス表彰

- 11ヶ年 中川 健君

先週の記録

会長挨拶

会長 和田 了司君

皆さんこんにちは、再び緊急事態宣言下のズーム例会です。参加いただきありがとうございます。4月23日に米山奨学生の顧彬楠さんの2年目の新年度を激励する懇話会を開催いたしました。彼女は人生で一番多感な時代のたくさんの年月を日本で過ごしているわけでありました。

しかもコロナ禍のため、帰省もままならず、登校も不順ななかでの日本在住であります。それでも、将来において春日井ロータリーとの交わりが彼女の人生で良い思い出であってほしいと思います。彼女はエリートです。彼女には祖国中国において民間親善大使であってほしいと願います。そんな願いを

今月の祝福

会員誕生日

- 4日 成瀬 浩康君
- 5日 小柳出和文君
- 9日 森部 清孝君
- 11日 岩村 幸正君
- 13日 水谷 高広君
- 19日 梅村 守君

青少年奉仕月間

	5月28日(金)	6月4日(金)	6月11日(金)	6月18日(金)
例会予定	卓話 三上 努君	第12回理事会 11:15～ 自衛隊員表彰 卓話 自衛隊員 古賀 信之様	入会式 間宮 基文君 消防隊員表彰 卓話 春日井消防長	IDM(夜間例会) THE TOWER HOTEL NAGOYA 17:45 受付 18:15～例会 ※緊急事態宣言等により変更する場合がございます

込めてカウンセラーの小川さんが懇話会を設営してくれました。懇話会には他ロータリーがカウンセラーする2人の学生も加わりました。懇話会を盛り上げるためのマグロの解体ショーはちょっと贅沢ではありましたが、大変盛り上がりました。彼女たちの出身地の美味しいもの、歴史、景観の紹介にわたり短時間でありましたがなかなかよかったです。宴会場はジグザグの円陣配列で、それなりにコロナ対策されており、料理はもちろん、左右の会員同士の談話もそれなりに楽しめましたのではないかと存じます。蔓防と緊急事態のちょっとした隙間を利用した交流会でした。こんな時代だからこそ、ちょっとしたタイミングの日程を掴まないとと思います。加藤大先輩・松尾大先輩・清水大先輩に参加いただいたこともうれしいことでした。これまで、ロータリークラブでは、たくさんの留学生を米山奨学生としてバックアップしてきましたが、どのような意義ある実績があったのか振り返って調べてみたいものです。

幹事報告

幹事 栢本 正樹君

◎理事会報告

1. 審議事項

第1号議案:4月度月次収支表・貸借対照表承認の件

第2号議案:伊藤一裕君退会届、受理の件

第3号議案:次年度理事役員人事及び役員追加・変更の承認について

以上 承認されました。

2. 協議事項

米山記念奨学生懇親会開催について質問がありました。

3. 報告事項

・中部大学春日丘高校インターアクトクラブ規約についての経過報告がありました。

・第4回クラブ協議会 6/4 → 6/25(12:30~13:30 ホテルプラザ勝川)に変更します。例会は休会です。

・5/21 3RC 合同現・次期理事・役員会開催は中止となりました。

・ガールスカウト日本連盟愛知県第40団・110団の活動報告がありました。

出席報告

委員長 友松 英樹君

会員 53名	出席 23名	出席率 43.3%
先々週の修正出席	休会	休会

ニコボックス報告

委員長 岡本 博貴君

○野間さんの卓話を楽しみにしています。 和田 了司君

○また Zoom 例会となってしまいました。野間君よろしくお願ひします。 栢本 正樹君

○5月21日(金) CBCTV チャント 社本 太郎君
でモンシェルが紹介されます。

○一日も早く、当たり前だった日常が戻ります様に、メンバーとウダウダと世間話をする事が出来ますように。

○野間君の卓話を聞ける喜びで 速水 敬志君
○野間君の卓話楽しみです。

伊藤 正之君 大西 信之君 大原 泰昭君

岡本 博貴君 風岡 明憲君 川瀬 治通君

貴田 永克君 宅間 秀順君 友松 英樹君

内藤 修久君 廣瀬 清司君 松尾 隆徳君

三上 努君 村瀬 昌史君

○ご協力ありがとうございます。

ニコボックス委員会

卓話

野間 峰彦君

「令和3年度税制改正～今後の相続税・贈与税一体化を含めて～」

本日の卓話は5月という事もあり3月26日に法案が可決・成立しました令和3年度税制改正について一部抜粋してご説明させていただきます。

今回の令和3年度税制改正は今までに決定しているものの延長が多いため真新しいものは少ないですが、コロナウイルス感染症やSDGsの影響で拡充・延長されているものもごございます。今の社会環境の中で自社が取り組んでいるものが一つでもございましたら税額控除等が出来るかどうか一度ご検討下さい。

また後半では、今回の税制改正以上に皆様に影響があるかもしれない相続税・贈与税の一体化について、最後に今後の生前贈与についてもご説明させていただきますので宜しくお願ひ致します。

「令和3年度税制改正について」

まず令和3年度税制改正についてですが、新しく創設された税制は横文字が多いので用語の説明も致します。

【カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設】

2050年カーボンニュートラルに向け脱炭素化効果の高い先端的な投資について最大10%の税額控除又は50%の特別償却ができる制度です。

カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出量と吸収量を差引いてゼロにするという事で、製品イメージにある化合物パワー半導体や燃料電池など温室効果ガスの削減効果が大きい物への設備投資をした事業者へ向けた税制です。

【DX(デジタルトランスフォーメーション)投資促進税制の創設】

デジタル技術を活用した企業変革を進める観点から「つながる」デジタル環境の構築(クラウド化等)による企業変革に向けた投資について(3%又は5%)の税額控除又は30%の特別償却ができる措置が創設されました。対象設備はソフトウェア、器具備品、機械装置などです。

【中小企業設備投資税制の延長等】

160万円以上の機械装置、70万円以上のソフトウェア、30万円以上の器具備品・工具、60万円以上の建物附属設備を購入した時に使える制度です。

こちらの中小企業経営強化税制と中小企業投資促進税制は使い勝手が良く、使用頻度は高いです。両者を詳しく説明致します。

（中小企業経営強化税制の延長）

中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法の認定を受けた計画に基づく投資について、**即時償却又は（10%）税額控除**のいずれかの適用を認める措置です。

この中小企業経営強化税制は節税効果が抜群ですが、事前に計画書の提出が必要ですのでご注意ください。

（中小企業投資促進税制の延長）

中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、**（30%）特別償却又は（7%）税額控除**のいずれかの適用を認める措置です。

対象となる業種として、不動産業・物品賃貸業、商店街振興組合等を追加した上で、適用期限を2年間延長します。こちらは事前に計画書等の提出が不要のため、急遽決算前に節税したい場合などに有効です。

対象設備に貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）も入っていますので運送業の皆様などは良く使われている税制です。

【中小企業防災・減災投資促進税制の拡充・延長】

近年、全国各地で頻発する自然災害、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響の中、中小企業が自然災害等への事前の備えを行うことは重要という事で、中小企業による自然災害等に対する事前対策の強化に向けた設備投資を後押しするため、対象設備を追加した上で、適用期限を2年間延長しました。こちらの税制の支援措置は**特別償却20%**です。

対象となるものの用途又は細目としては、100万円以上の機械及び装置として自家発電設備、排水ポンプ、30万円以上の器具及び備品として感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ等が挙げられます。

【中小企業者等の法人税の軽減税率の延長】

中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されていますが、租税特別措置において、更に**15%まで軽減**されている適用期限が2年間延長されました。中小企業は利益が800万円を超えると法人税が急に増加するのはこれが要因です。

法人税が増えると連動して法人県民税、法人市民税も増加することになりますので800万円を超える場合は前述しました通り特別償却等を利用して利益を抑えることをご検討ください。

【所得拡大促進税制の見直し・延長】

現行制度は、継続雇用者給与等支給額が前年同比で1.5%以上かつ給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度以上という要件でしたが、改正案は、給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度比で1.5%以上の要件に緩和されました。

【土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長と経済状況に応じた措置】

令和3年度は評価替えを行った結果、課税額が上昇する全ての土地について、令和2年度税額に据置きま

【車体課税の延長・見直し（エコカー減税の見直し）】

現行では、電気自動車等及び2020年度基準+90%の車両に対し車検時の自動車重量税を初回と2回目を免税にしていました。今回の改正では電気自動車等及び2030年度基準120%達成の車両に対し車検時の自動車重量税を初回と2回目を免税することに改正されました。

【納税環境のデジタル化；電子帳簿等保存制度の抜本的見直し】

2022年1月より帳簿書類の電子保存及びスキャナ保存の税務署による事前承認が廃止されます。これにより帳簿書類の電子保存・スキャナ保存が急速に普及していくでしょう。

また、税務関係書類の押印義務も令和3年4月1日以降廃止されました。

【事業所税のあり方の検討】

事業所税は、人口30万人以上の市において課税されており、法人事業税の外形標準課税と課税標準が重複しているなど、過剰な負担となっていることから、そのあり方を抜本的に見直すこととされています。この事業所税は、愛知県の場合名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市と春日井市だけに課せられる税金で事業所の床面積が1000㎡超、従業員が100人超の場合に課税されます。そのため大規模工場の新設などを考える場合、春日井市よりも小牧市へというように春日井市から事業所が流出する一因にもなりかねません。早期の税制改正が望まれます。

これで前半の令和3年度税制改正の説明を終わらせて頂きます。

「相続税・贈与税一体化について」

これからいよいよ後半の「相続税・贈与税一体化について」ご説明致します。

2020年11月18日の記事によりますと、自民党税制調査会は幹部会合を党本部で開いた。甘利明税調会長は終了後、「相続税と贈与税に関し、海外ではいつ資産を移転しても公平で公正な制度がある」と述べ、二つの税の一本化に向けた見直しに意欲を示した。

日本では相続税と贈与税を原則として別々に適用

する「暦年課税」が中心で、生前贈与と死後の相続では税負担が大きく変わる。甘利氏は「国際標準に極力沿う形にしていきたい」と表明した。

この記事は何を言っているかといいますと、毎年110万円までは贈与税が課税されませんが、この贈与税の基礎控除を撤廃するぞという事です。

では、まず日本の贈与税・相続税の税率を確認していきましょう。

贈与税は4,500万円超で最高税率55%に、相続税は6億円超で最高税率55%に達します。

また相続税は3,600万円までは課税されません。このように聞くと相続税率が低く感じます。

そのため、①高齢者世代の資産を早期に若い世代へ移転しづらいという問題点が生じてしまいます。政府は、若い世代へ早期に多額の贈与をして経済を活性化させたい意図があるため現行の制度を改正したいと思っています。

また②110万円以下、相続税負担率以下の贈与をすることで将来の相続税負担を回避又は軽減できってしまうという問題点もあります。

それでは生前贈与で本当に得をするかケース毎に見てみましょう。

日本の贈与税と相続税はこのような関係ですが、諸外国はどうでしょうか。

今後日本はどのような税制になるかといいますと、アメリカ型の一生累積課税かドイツ・フランス型の一定期間累積課税になるのではないかとわれています。

日本と諸外国の贈与税の違い

アメリカ

【一生累積課税】……相続発生時の遺産と過去に行われたすべての贈与額の合計が相続税の対象

ドイツ・フランス

【一定期間累積課税】……相続発生時の遺産と相続開始前の一定期間の贈与額を加算した額が相続税の対象

日本

【暦年課税】……1年間に、贈与を受けた財産の価値を基に課税されるがその年に贈与を受けた財産の合計額が110万円の基礎控除額以下である場合には、贈与税はかからない。

【相続時精算課税】……贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降全てこの制度が適用され、「暦年課税」へ変更することはできない。贈与者の相続発生時に、相続財産の価額にこの制度を適用した贈与財産の価額（贈与時の時価）を加算して相続税額を計算。

最後に今後の生前贈与についての注意点を見ていきましょう。

生前贈与での注意事項

金銭を生前贈与する場合



感謝の気持ちが続かない
子供の金銭感覚が狂う

ではこれからの生前贈与はどうすればよいでしょうか。

生前贈与での注意事項

不動産を生前贈与する場合



登記報酬費用、登録免許税、不動産取得税がかかる
固定資産税等の維持費がかかる

贈与された資金をもとに生命保険に加入しましょう。

受贈者（子）

- ①無駄遣い防止として
- ②将来の相続の納税資金の準備として

贈与された金銭で保険に加入



生前贈与で得をするケース（1）



生前贈与で得をするケース（2）



ケース（1）は毎年110万円以下の贈与のためトータルの負担税額が減るのは分かり易いです。

ケース（2）は110万円超の贈与ですので贈与税がかかりますが、それでもトータルの税金は減少します。

結びになりますが、前述しました通り今後「贈与税・相続税の一体化」の税制改正が予想されます。そのための早期対策として今回生前贈与をご紹介しましたが、贈与と相続は各人毎に何が有利かは変わってきます。例えば、相続税がかからない人が、贈与税を支払ってまで生前贈与をしてしまうと不利になりますし、不動産の評価額が毎年上昇している場合は、金銭よりも不動産を優先的に贈与した方が有利など様々です。まずは顧問税理士さん等にご相談してみてください。

相続税・贈与税一体化について

2020.11.18

自民党税制調査会は18日、幹部会合を党本部で開いた。甘利明税制調査会長は終了後、記者団に「相続税と贈与税に関し、海外ではいつ資産を移籍しても公平な制度がある」と述べ、海外の税の一体化に向けた見直しに意欲を示した。

日本では相続税と贈与税を原則として別々に適用する「暦年課税」が中心で、生前贈与と死後の相続では税負担が大きく変わる。一方、欧米主要国ではこの二つの税を統合し、課税額に一体的に課税しており、資産移転の時期によって税負担が左右されにくい利点がある。甘利氏は「国際標準に極力沿う形にしていきたい」と表明した。




会長挨拶 和田 了司君



幹事報告 朽本 正樹君



米山奨学生挨拶 顧 彬楠 様



令和3年度税制改正

今後の相続税・贈与税一体化を含めて

税理士法人天道経営
代表 野間峰彦



卓話 野間 峰彦君



国歌、ロータリーソング演奏

